

Ⅲ 福祉班

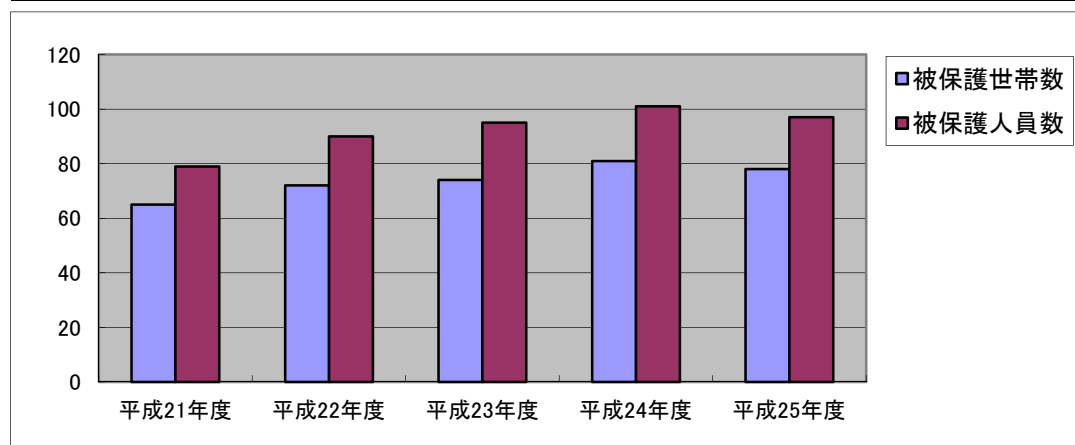
1 生活保護

(1) 管内の被保護世帯、人員、保護率

平成25年度（平均）の管内保護世帯数は78世帯、被保護人員は97人、保護率は17.27%となっている。管内の保護率は、昭和53年度の114.15%を境に減少の一途を続け、平成10年度からはほぼ横ばいに推移してきた。しかし平成20年度頃から不況の影響を受け再度増加傾向にあったが、平成25年度は平成24年度に比べると微減している。

世帯人員を平成21年度と比較すると18人増となっており、主な保護開始の理由としては、預貯金の減少・喪失による開始が最も多く、傷病による収入減がそれに続く。

年度 区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
竹富町	32 世帯	34 世帯	39 世帯	42 世帯	41 世帯
	37 人	37 人	44 人	48 人	47 人
与那国町	33 世帯	36 世帯	35 世帯	38 世帯	37 世帯
	42 人	53 人	51 人	53 人	51 人
管内計	65 世帯	72 世帯	74 世帯	81 世帯	78 世帯
	79 人	90 人	95 人	101 人	97 人
管内保護率	13.97%	16.21%	16.94%	18.04%	17.27%



(2) 生活保護開始理由

年度	平成24年度		平成25年度		
	件数	構成比	件数	構成比	
相談内容	傷病等	4	26.7%	2	18.2%
	預貯金の減少・喪失	5	33.3%	4	36.4%
	仕送りの減少・消失	2	13.3%	1	9.1%
	離別等・失業	1	6.7%	0	0.0%
	その他	3	20.0%	4	36.4%
合計	15	100.0%	11	100.0%	

平成25年度の保護開始件数は11件であり、前年度よりも4件減少した。開始理由としては、預貯金の減少・喪失が4件と最も多く、傷病による開始が2件、仕送りの減少・喪失がそれに続いている。なお、その他の開始理由の内訳は、高齢による収入減1件、被保護者の転入1件、行き場無し1件、葬祭扶助1件であった。

(3) 世帯類型

平成25年度の月平均保護世帯類型は、「高齢者世帯42世帯（54.5%）」、「その他世帯20世帯（26.0%）」、「障害者世帯8世帯（10.4%）」、「傷病者世帯5世帯（6.5%）」、「母子世帯2世帯（2.6%）」となっている。

世帯類型の構成比を平成24年度と比較すると、母子世帯が1世帯増加、高齢者世帯が1世帯、その他世帯が3世帯減少し、障害者・傷病世帯は変わらない。

近年は、被保護世帯の高齢化や、稼働年齢（65歳未満）の者が、傷病や失業を契機として困窮し、保護の受給に至ったものによる「その他世帯」の増加がみられる。

世帯類型の推移（世帯数と割合） （単位：件・%）

	高 齢 者		母 子		障 害 者		傷 病 者		そ の 他	
平成24年度 （月平均）	43	53.8%	1	1.3%	8	10.0%	5	6.3%	23	28.8%
平成25年度 （月平均）	42	54.5%	2	2.6%	8	10.4%	5	6.5%	20	26.0%

※件数については、総受給世帯数である。（資料：八重山福祉保健所保護データより）

(4) 世帯類型別保護受給期間

平成26年3月31日時点における生活保護受給期間別の世帯数を見ると、1年未満が9.7%、1年以上5年未満が48.6%、5年以上10年未満が19.4%、10年以上が22.2%となっている。

各受給期間を世帯別で見ると、1年以上5年未満の「高齢者世帯」が最も高く、次いで1年以上5年未満の「その他世帯」が高い。また、全受給期間において「高齢者世帯」の割合が高くなっている。

要因としては、離島地域の更に離島であることから、雇用先が極めて限られているため就労による自立が困難であること、また定住条件が未整備なため若年層が流出するなど、扶養義務者が島内にいないことが考えられる。

（平成26年3月31日現在）

世帯類型	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
高齢者世帯	3	(42.9%)	20	(57.1%)	9	(64.3%)	9	(56.3%)	41	57.0%
母子世帯	1	(14.3%)	1	(2.9%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	2.8%
障害者世帯	0	(0.0%)	2	(5.7%)	1	(7.1%)	5	(31.3%)	8	11.1%
傷病者世帯	1	(14.3%)	1	(2.9%)	2	(14.3%)	1	(6.3%)	5	7.0%
その他世帯	2	(28.6%)	11	(31.4%)	2	(14.3%)	1	(6.3%)	16	22.2%
計	7	(100%)	35	(100%)	14	(100%)	16	(100%)	72	100%
		9.7%		48.6%		19.4%		22.2%		

（資料：八重山福祉保健所保護データより）

(5) 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業

八重山福祉保健所では、平成25年4月から、生活困窮者への生活改善や就労支援を進めるため、日常・社会生活及び就労自立総合支援事業を実施している。なお、事業については、株式会社ゆにばいしがきに委託して行っている。

1. 目的

管内（竹富町及び与那国町）において、生活保護を受給している者及び生活保護を給する可能性がある者のうち、日常生活習慣の改善、基礎技能・基礎能力の習得又は個別求人開拓等を行うことにより就労が見込まれる者に対して、日常・社会生活及び就労自立に係る支援を総合的かつ段階的に行うことを目的とする。

2. 実績

平成25年度は、竹富町(西表島) で7名の被保護者が本事業に参加。うち6名が日常生活習慣に改善が見られ、就労意欲の向上につながった。

事業内容		実績	
基礎的支援	1 通所回数等	① 支援対象者の通所回数	458回
		② 業務担当者の訪問回数	53回
	2 関係機関との連絡・調整回数	① 福祉保健所との調整回数	28回
② 町役場、商工会等との調整回数		27回	
③ 事業主等関係機関との調整回数		10回	
A 日常生活習慣の改善支援	1 参加者の日常生活のリズムづくり	465回	
	2 接遇・ビジネスマナーの学習	6回	
	3 その他必要とされる基本的な日常生活習慣	3回	
B 就労意欲の向上に向けた支援	1 ボランティア作業	437回	
	2 配食サービスの手伝い	0回	
	3 食品加工・調理の補助その他の作業	26回	
C 基礎技能・基礎能力習得支援	1 農作業、植栽管理等	123回	
	2 就労に結びつきやすい技能技術	35回	
D 求人開拓等	1 求人に関する情報収集・提供	2回	
	2 就労先への訪問・定着支援	3回	
E その他	1 円滑な実施に必要な取り組み	95回	
F 収入実績		535,850円	

2 身体障害者福祉

(1) 身体障害者福祉の現況

身体障害者福祉法における「身体障害者」とは、「身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されている。

身体障害者の福祉向上を図るためには、地域における障害者の実態把握が最も重要であるが、離島が点在しているという地理的条件下では実態把握及び処遇の充実に係ることに困難な面がある。しかし当所では、対象者の更生意欲や自立助長を推進すべく、地域における身体障害者相談員や町役場その他関係機関との連携・協力を得ながら障害者の実態とニーズを把握することによって、障害者の援護指導にあたっている。



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の数

管内（竹富町、与那国町）における身体障害者手帳所持者は、平成26年3月末現在で竹富町が259人、与那国町が137人で合計396人となっている。

ア 児・者別の年次推移

平成26年3月31日現在

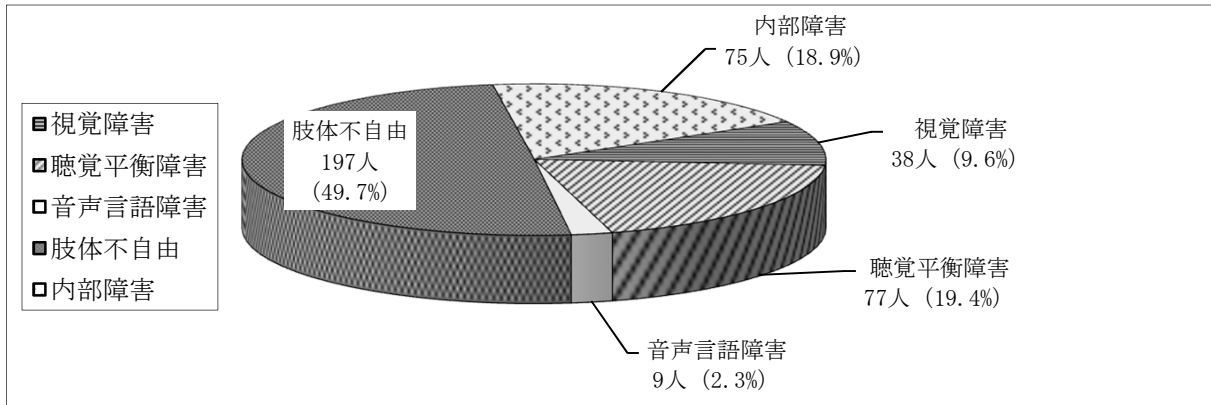
年度別 \ 児・者別	総人口	18歳未満	18歳以上	合計	人口比
平成21年度	5,558	-	536	536	9.6
平成22年度	5,491	-	559	559	10.2
平成23年度	5,467	-	567	567	10.4
平成24年度	5,507	-	565	565	10.3
平成25年度	5,538	-	396	396	7.2
竹富町	4,059	-	259	259	6.4
与那国町	1,479	-	137	137	9.3

イ 障害別の年次推移

平成26年3月31日現在

年度別 \ 障害名	総数	視覚障害	聴覚平衡障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害
平成21年度	536	47	99	11	294	85
平成22年度	559	48	106	11	302	92
平成23年度	567	47	111	12	307	90
平成24年度	565	48	113	13	294	97
平成25年度	396	38	77	9	197	75
	100.0%	9.6%	19.4%	2.3%	49.7%	18.9%
竹富町	259	23	62	3	132	39
与那国町	137	15	15	6	65	36

ウ 障害別構成比（平成25年度）



(3) 特別障害者手当等の支給

ア 特別障害者手当等の制度

特別障害者に対する特別障害者手当制度及び重度障害児に対する障害児福祉手当制度は、昭和60年5月1日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、昭和61年4月1日から実施されている。

なお、障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設に伴い、従前の福祉手当は廃止となり、経過措置対象分の福祉手当のみとなった。

(ア) 特別障害者手当

対象者：特別障害者「20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第1項、第2項）

月 額：26,260円（H24.4.1改定）
26,080円（H25.10.1改定）

(イ) 障害児福祉手当

対象者：重度障害児「20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第1項、第2項）

月 額：14,280円（H24.4.1改定）
14,180円（H25.10.1改定）

(ウ) 福祉手当（経過措置）

対象者：従前の福祉手当の受給者のうち特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金も受給できない者に対しては、国民年金法等の一部を改正する法律により経過措置として従前の例により福祉手当を支給している。

月 額：14,280円（H24.4.1改定）
14,180円（H25.10.1改定）

イ 特別障害者手当等の支給状況

平成25年度

町別	特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的福祉手当		計	
	人員	金額（円）	人員	金額（円）	人員	金額（円）	人員	金額（円）
竹富町	10	786,360	4	170,960	0	0	14	957,320
与那国町	4	314,400	0	0	0	0	4	314,400
計	14	1,100,760	4	170,960	0	0	18	1,271,720

3 児童福祉

(1) 児童福祉の現況

児童福祉は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成され、ひとしくその生活を保障され、愛護され、将来の社会や家庭を担う健全な社会人として育成されることを目的としている。

国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことになっている。

近年、著しい社会経済情勢の変動に伴い児童をとりまく社会環境や家庭環境の変容も著しい。

共働きの急増、核家族化に伴う家庭養育機能の低下、養育に対する母親の意識の変化、離婚の増加等による家庭養育力の低下、児童の体力の低下、家庭内暴力、児童虐待、非行の増加等である。

このような状況における児童問題に適切に対処するため、家庭児童相談機能の強化、児童の健全育成に充実した指導を行い、次のような業務を行っている。

- ア 家庭児童の福祉に関すること
- イ 要保護児童及び心身障害児の在宅指導に関すること
- ウ 要保護児童の児童相談所への送致に関すること
- エ 保育所の指導監査及び入所措置事務監査に関すること
- オ 助産施設への入所措置に関すること

管内児童（18歳未満）の人口

市町村名	総人口（人） A (H22. 10. 1現在)	18歳未満の児童 の占める数 B (H22. 10. 1現在)	児童の割合 B/A
石垣市	44,983	10,507	23.4%
竹富町	4,144	689	16.6%
与那国町	1,792	363	20.3%
合計	50,919	11,559	22.7%

※児童人口は「平成22年国勢調査報告第1次基本集計」（県企画部統計課）による。

(2) 家庭児童の福祉

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものであるが、近年における社会情勢の変動に伴う家庭生活の変化は、家庭における児童養育にも大きく影響を与え、これが様々な児童問題の発生をもたらす要因の一つにもなっている。

このような状況にかんがみ、特に家庭における人間関係の健全化及び児童養育適正化等、家庭児童の福祉の向上を図り、相談援助を充実強化するために、家庭児童相談室を設置している。

家庭児童相談室には、家庭児童福祉主事（兼務）1人、家庭児童支援員（嘱託員）1人が配置されており、専門的な立場から児童の養育等に関する問題についての相談に応じ、それぞれのケースに即した指導及び必要な措置を行っている。

相談内容

- ・性格、習慣の相談 神経質・わがままな子ども、子どもの友人関係、偏食や遊び等
- ・知能、言語の相談 知能の遅れや言葉の遅れ等
- ・学校生活の相談 学校を長く休む、学校・保育所・幼稚園での態度等
- ・非行の相談 子どもの盗みや家出、浮浪や夜遊びの問題等
- ・家族関係の相談 父母と子ども、祖父母と子どもなど、家族内の関係の問題・虐待等
- ・環境福祉の相談 子どもについての経済問題、ひとり親家庭で養育に困る場合等
- ・心身障害児の相談 体の不自由な子どもや、知恵が遅れた子どもの問題等
- ・その他

ア 家庭児童相談室における年度別相談件数（延べ数）

区分 年度別	習性 格 慣・ 生 等 活	知 能 ・ 言 語	学 校 生 活 等	非 行	家 族 関 係	環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
平成21年度	15	7	156		21	135	65	10	409
平成22年度	6	0	21		92	277	8	42	446
平成23年度	5	1	21		92	96	19	33	267
平成24年度	7	3	26		25	46	3	9	119
平成25年度	3	0	53		18	91	2	10	177

イ 相談の経路別件数

区分 年度別	発 見	か ら 童 の 通 告 員	か ら 童 の 相 送 談 致 所	か ら 童 の 相 委 談 嘱 所	か 保 ら の 健 通 知 所	か 警 ら 察 の 関 係 告 係	か そ の 他 の 関 係 機 関 告 係	か 市 ら の 町 通 告 村	か 学 ら の 相 談 校	か 家 ら 族 の 親 戚 談	本 人 か ら の 相 談	か そ の の 相 談 等 他	計
平成21年度	20			2	6				16	2	359	4	409
平成22年度			2	2				10	15	2	222	193	446
平成23年度	39	79	1					24	1	7	104	12	267
平成24年度		6					6	5	47		44	11	119
平成25年度	0	22						23	67	42		1	155

ウ 相談の処理内容別件数

区分 年度別	社 会 福 祉 主 事 の 指 導 は	施設入所措置			者 第 児 に 22 条 報 告 又 は 通 知 権 法	又 児 童 は 相 談 所 へ 送 致 等	に 児 童 相 談 所 へ の 委 了 嘱	幹 旋 の 機 紹 関 介 に	・ 相 談 の 助 言 他	計
		助 産 施 設	母 子 寮	保 育 所						
平成21年度						1	2	10	396	409
平成22年度						2		9	434	445
平成23年度		15				1		2	249	267
平成24年度		24							95	119
平成25年度		15							140	155

(3) 保育所

保護者の労働や疾病など何らかの理由により家庭において十分に保育できない場合、これらの児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な育成を図る必要がある。

このような観点から保育所の整備を推進する必要がある。現在当所の管内においては与那国町に町立保育所が1か所あり、また、特別保育事業により設置されたへき地保育所が竹富町に7か所、与那国町に1か所と合計8か所の施設が設置されている。

ア 保育所

現在、昭和52年5月1日に設置認可を受けた与那国町祖納保育所が公立保育所として保育に欠ける児童の保育を行っている。

保育所名	定員	経営主体	設置場所
祖納保育所	40名	与那国町	与那国町字与那国1037-2

イ 児童福祉行政指導監査の実施

児童福祉施設である保育所の施設運営の適正化を図るため、毎年保育所指導監査を実施している。

監査対象施設：
 石垣市立大川保育所
 石垣市立登野城保育所
 石垣市立新栄町保育所
 石垣市立新川保育所
 石垣市立石垣保育所
 与那国町祖納保育所

ウ へき地保育所の設置状況

特別保育事業としてのへき地保育所は、児童福祉法による保育所の補完的制度として設けられていたものであるが、これは地理的条件により通常の保育所を設置することができない山間地や離島等のへき地に設置し、これらの地域の保育に欠ける児童に対し必要な保護を行い、もってこれら児童の福祉の向上を図ることを目的とし、市町村が設置主体となる常設の保育施設である。町別のへき地保育所の設置状況は次の通りである。

へき地保育所の設置状況

平成26年3月末現在

保育所名	設置主体	(定員)	開設年月日	所在地	電話番号
竹 富 保 育 所	竹富町	30名	S50. 4. 1	竹富326-1	85-2343
小 浜 保 育 所	〃	30名	S47. 5. 15	小浜26-1	85-3278
上 原 保 育 所	〃	30名	S48. 7. 1	上原382	85-6440
波 照 間 保 育 所	〃	30名	S47. 9. 1	波照間10	85-8314
大 富 保 育 所	〃	30名	S47. 9. 1	南風見仲29-41	85-5340
西 表 保 育 所	〃	30名	S47. 10. 1	西表650	85-6304
黒 島 保 育 所	〃	30名	S47. 5. 15	黒島1138-2	85-4139
久 部 良 保 育 所	与那国町	25名	S49. 5. 1	与那国4022-18	87-2664

(4) 助産施設の概要

ア 概要

助産施設は、児童福祉法に規定されている児童福祉施設の一つであり、妊産婦を入院させて安全な出産を図る施設である。児童福祉施設は、児童の心身ともに健やかな成長を図り将来児童が健全な社会生活を営むことができるように、児童に適切な生活環境を与えることを目的としているが、児童の健全育成という考え方には、妊産婦の健康の保持増進も含まれているものとされ、助産施設はそのための施設として位置づけられているものである。

イ 目的

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることが出来ない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする。

ウ 対象

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦

エ 入所措置基準

次の各号に該当する者

- (ア) 保健上入院助産が必要であると認める者
- (イ) 妊産婦に属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にあるもの
- (ウ) 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において、出産一時金等で受けられる額が390,000円未満の者

- (階層区分) A階層 生活保護法による被保護世帯
B階層 市町村民税非課税世帯
C階層 市町村民税課税世帯

オ 申請窓口 所在市町村

カ 申請書類 出産予定証明書、住民票謄本、市町村民税課税証明書

キ 入所期間 原則として8日以内。医師が特に必要と認めた場合は延長が可能

ク 申請書 出産予定日の2ヶ月前までに提出が必要

助産施設入所措置状況

年度 町別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
竹 富 町	1	0	1	1	0
与 那 国 町	0	1	0	1	2
石 垣 市	13	4	14	22	13
計	14	5	15	24	15

※ 平成16年4月1日から石垣市が実施決定をした場合についても、県立助産施設（県立病院）で助産を実施した場合は、支弁・費用徴収は県福祉保健所が行うこととなった。

4 知的障害者福祉

(1) 知的障害者福祉の現況

知的障害者とは、知的障害者福祉法上での定義はないが、平成12年に厚生省（平成13年1月6日より厚生労働省）が行った知的障害児（者）基礎調査において、「知的機能障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」とされている。

当所では、知的障害者（児）の福祉向上を図るため、療育手帳の交付や知的障害者相談員を設置するなどして、援護指導にあたっている。

(2) 療育手帳の交付

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援護措置を受けやすくするために療育手帳を交付する。

なお、療育手帳の交付は、知的障害者又はその保護者が市町村を經由し都道府県知事へ申請し、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

援護措置の内容は次のとおりである。

- ア 特別障害者手当の支給等
- イ 重度障害児日常生活用具の給付等
- ウ 心身障害者扶養共済制度
- エ 旅客運賃等の割引（航空運賃、鉄道、バス、船舶、有料道路通行料金）
- オ 所得税、住民税、自動車税、自動車取得税の諸控除及び減免
- カ NHK受信料の免除
- キ 公営住宅の優先入居
- ク 重度心身障害者の医療費の助成

市町別障害程度別療育手帳交付状況

平成26年3月31日現在

市町名	A 1			A 2			B 1			B 2			総計
	者	児	計	者	児	計	者	児	計	者	児	計	
石垣市	34	0	34	77	8	85	118	20	138	138	67	205	462
竹富町	2	0	2	8	3	11	13	0	13	14	2	16	42
与那国町	0	0	0	3	0	3	13	0	13	8	2	10	26
総計	36	0	36	88	11	99	144	20	164	160	71	231	530

(注1) A 1：最重度 A 2：重度 B 1：中度 B 2：軽度

(注2) 児：18歳未満 者：18歳以上

(3) その他知的障害者援護事業

心身障害者扶養共済制度

ア 概要

心身障害者の保護者を加入者として毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡又は重度障害者となった場合、残された障害者に年金を支給する制度

イ 加入資格

知的障害者、身体障害者（1級～3級）を現に扶養している保護者であって、次の各号に該当するもの

(ア) 65歳未満であること。

(イ) 特別の疾病や障害がなく、年金保険に加入できる健康状態であること。

ウ 掛金の減免

加入者が次の各号に該当する場合、掛金の減免を受けることができる。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (ア) 生活保護法に規定する被保護者であるとき。 | 100分の100減額 |
| (イ) 市町村民税非課税のとき。 | 100分の 50減額 |
| (ウ) 市町村民税の所得割を課されていないとき。 | 100分の 30減額 |
| (エ) 災害その他の特別な事情があるとき。 | 知事が適当と認める額の減額 |

エ 年金の給付

加入者が扶養していた心身障害者に毎月2万円を支給



5 老人福祉

(1) 高齢者の現況

圏域内における65歳以上の高齢人口は、平成25年10月1日現在で石垣市が8,534人、竹富町が845人、与那国町が327人で合計9,706人となっている。その人口比率は、石垣市が17.4%、竹富町が20.6%、与那国町が21.0%となり、竹富町と与那国町においては本県の17.9%に比して高率を示している。

高齢化率の年度推移

平成25年10月1日現在

	総人口 A	65歳以上 人口 B	高齢化率 (%)					世帯数	
			H21	H22	H23	H24	H25 B/A	総世帯	高齢者の いる世帯
石垣市	48,924	8,534	16.8	16.5	16.4	16.7	17.4	22,542	6,298
竹富町	4,107	845	21.1	21.2	20.8	20.5	20.6	2,230	618
与那国町	1,557	327	20.3	19.9	19.3	20.0	21.0	795	197
八重山圏域	54,588	9,706	17.0	16.9	16.8	17.0	17.8	25,567	7,113
沖縄県	1,445,760	258,301	16.9	16.9	16.8	17.2	17.9	597,248	183,844

※県高齢者福祉介護課資料(「高齢者福祉関係基礎資料」より)

(2) 介護保険事業者の指定等について

介護保険事業者としてサービスを提供するには、沖縄県知事の指定を受ける必要があり、当所では、事業所の所在地が八重山圏域にあって施設に併設しない指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの指定申請に係る手続き事務を行っている。

また、指定を受けた事業所に対し、介護保険に係るサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、実地指導及び集団指導を実施している。

ア 平成25年度における指定申請及び実地指導件数

サービスの種類	指定	実地指導
訪問介護 (予防)		1(1)
訪問看護 (予防)		1(1)
居宅療養管理指導 (予防)		
通所介護 (予防)	4(4)	2(2)
通所リハビリテーション (予防)		
福祉用具貸与 (予防)		
特定福祉用具販売 (予防)		
居宅介護支援	2	1
合計	6(4)	5(4)

イ 平成25年度における集団指導

(ア) 第1回集団指導

- 開催日時：平成25年6月25日(火) 13:30～15:00
- ・介護保険施設等に係る基準条例の制定について

(イ) 第2回集団指導

- 開催日時：平成25年10月30日(水) 13:00～16:40
- ・講演(身体拘束ゼロ推進について)
- ・業務管理体制について
- ・喀痰吸引について
- ・石垣市からのお知らせ
- ・通所介護の個別機能訓練加算について
- ・指摘事項等について

(イ) 第3回集団指導

- 開催日時：平成26年3月20日(木) 13:30～16:30
- ・労務管理研修会



6 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉の現況

八重山地区における平成25年度（平成26年3月31日現在）の母子世帯数は**814帯**となっており、総世帯における比率は**3.24%**である。その比率を市町別で見ると、石垣市が3.50%、竹富町が**1.00%**、与那国町が**2.22%**となっている。母子世帯となった主な原因は、「離婚」によるものが多く、次いで「未婚の母」となっている。

近年、社会情勢の激変に伴い、母子及び寡婦家庭の抱える問題は複雑化している。従って、母子及び寡婦福祉の増進のため、福祉資金の貸付けを行う等経済的自立の助長を図るとともに、生活の安定と向上のため必要な措置を講じ、自立に向けた支援に取り組む。

(2) 母子世帯の状況

ア 年度別母子世帯の状況

平成26年3月31日現在

区分 年度	総世帯数 A	母子 世帯数 B	比率 (%) B/A	死別 C	比率 (%) C/B	生別の原因					比率(%) D/B	父子 世帯数
						離婚	遺棄	未婚 の母	その他	計 D		
平成21年度	24,112	778	3.23%	15	1.93%	632	3	100	28	763	98.07%	
平成22年度	24,401	788	3.23%	14	1.78%	621	3	96	54	774	98.22%	99
平成23年度	24,416	945	3.87%	34	3.60%	660	6	92	28	786	83.17%	125
平成24年度	25,124	783	3.12%	8	1.02%	661	6	91	39	797	101.79%	127
平成25年度	25,124	814	3.24%	17	2.09%	661	6	91	39	797	97.91%	144

イ 市町別母子世帯の状況

平成26年3月31日現在

区分 市町名	総世帯数 A	母子 世帯数 B	比率 (%) B/A	死別 C	比率 (%) C/B	生別の原因					比率(%) D/B	父子 世帯数
						離婚	遺棄	未婚 の母	その他	計 D		
石垣市	22,152	775	3.50%	7	0.90%	640	6	87	35	768	99.10%	130
竹富町	2,206	22	1.00%	1	4.55%	14	0	3	4	21	95.45%	7
与那国町	766	17	2.22%	9	52.94%	7	0	1	0	8	47.06%	7
合計	25,124	814	3.24%	17	2.09%	661	6	91	39	797	97.91%	144

ウ 相談内容別の状況

相談指導事項	生活一般				児童				経済的支援・生活援護				その他				合計											
	住 宅	医 療 ・ 健 康	家 庭 紛 争	就 労	結 婚	養 育 費	借 金	そ の 他	養 育	教 育	非 就 職	就 職	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	公 的 年 金		児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護	そ の 他	法 第 二 十 五 条	法 第 二 十 六 条	法 第 二 十 七 条	母 子 福 祉 協 会 向 公 営 住 宅	母 子 福 祉 施 設 の 利 用	児 童 福 祉 法 第 三 十 八 条	母 子 生 活 支 援 施 設	
今年度														138	9													147
前年度 未処理														4	0													4
合計														142	9													151
比率	0.00%				0.00%				100.00%				0.00%				100%											

(3) 母子福祉協力員

貸付けを行った母子及び寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、償還計画及び支払いについて指導を行う。母子福祉協力員は県知事が委嘱し、現在3名が活動している。

活動状況

区分 年度別	協力員数	延勤務日数	延訪問件数	延指導件数
平成21年度	3	344	74	514
平成22年度	3	319	48	503
平成23年度	3	326	85	513
平成24年度	3	261	25	431
平成25年度	3	253	20	309



(4) 母子福祉資金

母子福祉資金とは、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

ア 母子福祉資金年度別・資金別・貸付状況（八重山3市町）

金額単位：円

年度別 資金別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	9	5,700,000	4	2,772,000	5	2,664,000	6	2,562,000	7	3,666,480
技能習得資金										
修業資金									1	482,700
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金									2	382,575
就学支度資金	3	1,580,000	7	3,440,000	9	4,086,000	4	1,817,900	2	1,180,000
結婚資金										
計	12	7,280,000	11	6,212,000	14	6,750,000	10	4,379,900	12	5,711,755

イ 母子福祉資金年度別償還状況の推移（八重山3市町）

単位：円

	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
平成21年度	20,622,259	8,989,716	0	11,632,543	43.59%
平成22年度	22,627,888	10,273,182	0	12,354,706	45.40%
平成23年度	21,735,676	10,778,797	0	10,956,879	49.59%
平成24年度	19,237,476	8,951,487	0	10,285,989	46.53%
平成25年度	17,858,552	8,168,048	0	9,690,504	45.74%

(5) 寡婦福祉資金

寡婦福祉資金とは、子が20歳に達したことにより、母子福祉法の対象外となる母子又は子のない寡婦の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図るため貸し付ける資金である。

ア 寡婦福祉資金年度別・資金別・貸付状況（八重山3市町）

金額単位：円

年度別 資金別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金										
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金							1	85,833		
就学支度資金										
結婚資金										
計	0	0	0	0	0	0	1	85,833	0	0

イ 寡婦福祉資金年度別償還状況の推移（八重山3市町）

単位：円

	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
平成21年度	786,880	319,348	0	467,532	40.58%
平成22年度	731,952	331,200	0	400,752	45.25%
平成23年度	532,415	266,663	0	265,752	50.09%
平成24年度	351,585	223,833	0	127,752	63.66%
平成25年度	127,752	127,752	0	0	100.00%

7 地域福祉

(1) 町社会福祉協議会に対する指導監査

社会福祉協議会は、市町村、都道府県及び中央の各段階で組織されている民間の自主的組織であり、一定地域において住民が主体となってその福祉を増進するため、地域の実情に応じた組織的、効率的な地域福祉活動を促進することを目的としている。

その中で、市町村社会福祉協議会は、社会福祉に対する理解と協力を深め、その地域における社会福祉の増進を図ることを目的に、社会福祉に関する調査・研究・連絡・普及・宣伝を実施している。また、心配ごと相談等の各種相談、生活福祉資金等低所得者に対する援助、ボランティア活動の育成等も行っている。

当所では、郡部（二町）における社会福祉協議会に対し、適正な法人運営、事業運営及び施設運営を図ることを目的に指導監査を実施している。

八重山圏域内における市町村社会福祉協議会

平成26年3月末現在

名称	竹富町社会福祉協議会	与那国町社会福祉協議会	石垣市社会福祉協議会
会長	根原 憲永	田頭 政英	上 地 義 一
所在地	石垣市美崎町16-6	与那国町字与那国255	石垣市字登野城1357-1
電話番号	0980-84-3302	0980-87-2471	0980-84-2211
F A X	0980-82-3002	0980-87-2488	0980-84-1199

※ 当所の指導監査対象は、竹富町及び与那国町社会福祉協議会である。

(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員は、人格識見高く、広く社会に通じた社会福祉増進に熱意のある者で、地域住民の立場に立った相談・支援者として、民生委員法により厚生労働大臣が委嘱した民間篤志家である。なお、民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼務している。

また、近年、より複雑化かつ重要性が増す児童問題に対処するため、民生委員・児童委員の中から児童福祉を専門に扱う主任児童委員制度が設置されている。

主な職務

ア 民生委員・児童委員

各担当地区において、生活困窮者や児童の保護、育成等に対する相談や自立支援を行い、社会福祉増進のため、住民と関係行政機関の間の連絡調整役として活動している。

イ 主任児童委員

当該市町村内全域をその活動領域とし、地区担当の民生委員、児童委員と一体となってより積極的な相談、支援活動を展開し、児童福祉の一層の推進を図る。

平成26年3月末現在

	定員	現員	欠員	欠員率	男:女
竹富町	18(2)	18(2)	0(0)	100.0%	8:10
与那国町	8(2)	7(2)	1(0)	87.5%	0:7
(参考) 石垣市	79(6)	67(6)	12(0)	84.8%	24:43

※ () 内は主任児童委員の再掲

8 配偶者暴力相談支援センター

(1) 概要

平成18年4月から、当所に「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律（DV防止法）第3条第3項の規定に基づき、下記の支援等を行っている。

- ・被害者からの相談に応じること
- ・被害者の緊急時における安全の確保等
- ・被害者が自立して生活することを促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ・保護命令申立に関する援助

また、婦人保護の観点から、女性の生活問題、職業問題、健康問題等について相談に応じ、必要な助言及び関係機関の紹介等を行っている。

(2) 相談の状況

ア. 経路別受付状況

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他所	他府県の婦人相談員	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設等	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
								児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
H21	283	11	4	2	17	1	0	0	3	7	0	1	1	1	1	0	0	332
H22	152	11	0	0	24	0	3	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	196
H23	160	12	3	0	15	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	196
H24	333	11	0	0	15	0	0	0	11	0	0	2	0	0	2	1	0	375
H25	288	5	2	0	29	0	1	0	8	2	0	0	0	0	2	0	0	337

イ. 主訴別受付状況

区分	人間関係																	経済関係				医療関係				5条違反	合計				
	夫等			子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女関係	その他	住居問題	帰住先なし	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	不純異性交遊	売春強要			暴力団関係・ヒモ			
	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚の問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族の暴力																				その他		
H21	79	0	150	2	0	0	10	0	0	9	0	0	0	0	2	1	26	2	2	38	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	332
H22	94	0	40	2	0	0	12	1	1	2	2	0	2	7	1	0	25	0	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	196
H23	57	0	58	9	0	0	6	1	0	7	3	1	3	8	13	0	14	0	2	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	196
H24	165	0	44	20	0	0	13	21	5	0	8	0	11	4	10	0	72	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	375
H25	171	0	27	3	0	0	17	1	18	6	3	5	3	0	38	12	8	0	0	14	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	337

ウ. 専門家活用相談強化事業

臨床心理士 カウンセリング (H25 新規)	実施回数	実施人数
		5

エ. 一時保護件数（八重山管内）

H23	4
H24	13
H25	4

